

復旧計画の概要について

平成23年9月

内閣府原子力災害対策本部
原子力被災者生活支援チーム

復旧計画の概要について

1. 「避難区域等の見直しに関する考え方」(平成23年8月9日 原子力災害対策本部決定)に基づく、緊急時避難準備区域の解除の要件は以下の通り。

(1) 原子炉施設の安全性の評価

原子炉施設の異常事象の発生可能性等について評価し、原子炉施設の安全性の観点から同区域の解除の妥当性を確認

(2) 放射線量の詳細なモニタリング

通常のモニタリングに加え、学校や公共施設等の詳細モニタリングを実施し、空間線量率などの観点から同区域の安全性を確認

(3) 住民の生活環境の復旧目途

住民の意向を十分に踏まえ、市町村の実情に応じた「復旧計画」の策定が完了した段階で、政府として緊急時避難準備区域を一括して解除

2. これを受け、各市町村において、参考1に掲げる項目を記載した復旧計画を策定していたが、今般、対象5市町村全てから計画の提出があった。

3. 各市町村の復旧計画の策定が完了したことから、緊急時避難準備区域を解除する要件が整ったところ。

4. 各市町村の復旧計画には、参考2のような国への要望が記載されており、今後、復旧計画の実施について東日本大震災復興対策本部及び関係省庁と連携し、その実現に最大限対応していくと共に、住民帰還完了後も、きめ細やかな支援を実施。

【参考1】復旧計画の項目

I. 住民/役所関係

1. 住民の移転

- 対象者の範囲の特定
- 住民の安全対策
- 帰還完了目標日 等

2. 市町村役場の移転・業務再開

II. 学校、病院、福祉施設関係

3. 幼稚園・学校等の再開

- 施設・設備の現状確認
- 教職員の再配置連絡
- 再開時期 等

4. 病院・診療所、福祉施設の再開

- 現状確認及びスタッフの配置
- 区域外からの移送の段取り
- 再開時期 等

III. 除染関係(除染計画の策定)

5. 生活圏等の除染

- 除染の実施者、実施方法の決定
- 除染地域、場所の特定
- 仮置き場(一時保管所)の特定 等

IV. インフラ・生活基盤関係

6. インフラの復旧

- 電気・ガス、ゴミ収集・処理、道路、
鉄道、上下水、農業/工業用水 等

7. 公的機関/公共交通機関の再開

8. 生活に必要な民間サービス

9. 産業・雇用に関すること

- 農林水/商工/観光業の再開支援、
- 就労の確保 等

【参考2】各市町村の主な要望事項

1. 保育所、幼稚園、学校関係

- ① 県立高校の募集定員を含めた募集要項の早期提示
- ② 小中学校校舎等の損壊、校庭の土砂崩れ等の早期復旧

2. 病院等、福祉施設関係

- ① 震災前から半減した医療・看護・介護スタッフの確保
- ② 医療法に基づく施設基準の大幅な緩和

3. インフラ関係

- ① 警戒区域等の住民、従業員向けの応急仮設住宅の整備・用地確保
- ② 警戒区域内に所在する水道施設の稼働
- ③ 下水処理場の本格復旧
- ④ 生活圏の変更に伴う生活道路の整備、路線バスの拡充
- ⑤ 斎場(火葬場)・し尿処理施設の確保

4. 除染関係

- ① 文教施設、公共施設等を最優先に線量高低に関係なく除染
- ② 恒久的、定期的な詳細モニタリングの実施・結果公表
- ③ 地下水、伏流水を飲用する全世帯に対する放射線核種の全戸検査
- ④ 除染にかかる専門的な人材配置

5. その他

- ① 海岸防災林造成事業の早期着工と汚染がれきを活用した防波堤の整備
- ② 中核的な工業団地の整備・企業誘致等による雇用確保
- ③ 除染・モニタリングを前提に警戒区域の早期解除を要望
- ④ 警戒区域と緊急時避難準備区域に跨る工業団地の一体的な区域解除
- ⑤ 農業・観光業の風評被害を払拭するためのキャラバン活動